

平成23～30年度監査における指摘事案の
フォローアップ状況等
(参考資料)

平成23～30年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

監査指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいるが、処理にあたっては、予算措置や用途廃止に係る所要の手続きなどのため、一定の期間を要する状況となっている。

こうした状況を踏まえ、財務省では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施している。

《令和元年度末現在におけるフォローアップの状況》

- ✓ 平成23年度から30年度監査における指摘事案の件数は、累計1,135件（前年度から平成30年度指摘分135件が増加）であり、このうち是正・改善が図られた件数は、806件（令和元年度中に是正・改善した件数は134件）、是正未済の件数は、329件となり、進捗率は71.0%（前年度（65.8%）と比べ5.2%の改善）となった。
- ✓ 令和元年度においては、約3.6億円（16か所）の売却実績があったほか、約2.6億円（21か所）の借受解消が図られた。
- ✓ 今後も、引き続き是正・改善の処理促進のためのフォローアップを実施。

◎平成23～30年度指摘事案の是正・改善状況

（単位：件、％）

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度末 累計 (A)	進捗率
	各年度指摘件数	289	117	146	127	115	71	135	135	1,135
是正済件数累計	274	85	112	101	63	39	71	61	806	71.0
うち令和元年度中 是正件数	6	5	15	21	15	9	16	47	134	-
是正未済件数	15	32	34	26	52	32	64	74	329	29.0

（参考）

平成30年度末 累計 (B)	進捗率	対前年度増減 (C)=(A)-(B)
(注1) 1,000	-	135
658	65.8	148
(注2) 117	-	17
342	34.2	▲ 13

（注1）「平成30年度末累計(B)」は平成23～29年度指摘までの数値。

（注2）平成30年度中是正件数。

九州財務局指摘事案の是正結果

《公用財産：老朽化し、非効率使用となっている庁舎について、市有庁舎等への移転等方策の検討を求めた事例》

<p>部局名等</p>	<p>法務省熊本地方検察庁</p>
<p>対象口座等</p>	<p>○平成24年度指摘事案</p> <p>【荒尾区検察庁】 所在地：熊本県荒尾市荒尾1570-1 会 計：一般会計 土 地：1,089.02㎡ 建 物：建168.54㎡/延168.54㎡ (CB-1外、昭和37年2月築外)</p>
<p>是正状況等 【検討事項】</p>	<p>〔指摘内容〕 ○荒尾区検察庁（非常駐）は、老朽化し、非効率使用となっていることから、荒尾市所有庁舎等への移転が検討されてきたものの、進捗が見られない。 このため、同市へ文書により移転の実現性を照会・確認し、移転が不調となった場合には別地での効率的な建替等の方策について検討を行う必要があると指摘したもの。</p> <p>〔是正状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月に部局が荒尾市へ移転先候補を文書照会 平成28年10月に財務局が市と、国有有財産の最適利用の意見交換実施（区検の移転先候補の情報提供を要請） 平成28年11月に財務局が部局に対し、市から提示された旧荒尾第二小学校（以下「小学校」）を情報提供 平成30年10月に部局が市から小学校（一室）を借受 平成31年4月に区検が小学校（一室）に移転・業務開始 令和元年11月に区検庁舎の解体工事完了 令和2年3月に部局が財務局へ区検敷地の引継通知書提出（5月に用途廃止及び財務局へ引継済）



関東財務局指摘事案の是正結果

《公用財産：非効率使用となっている合同庁舎に借受庁舎を移転させ、非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例》

部局名等	①財務省関東財務局 ②環境省関東地方環境事務所	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>○平成26年度指摘事案</p> <p>①【さいたま新都心合同庁舎1号館】 所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 会計：一般会計 土地：20,012.99㎡ 建物：建10,074.40㎡/延123,902.48㎡ (SRC-31-2、平成12年1月築)</p> <p>②【関東地方環境事務所】 所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 会計：一般会計 建物：延1,242.90㎡（借受） ※別途、駐車場4台分を借受</p>	
是正状況等【検討事項】	<p>〔指摘内容〕</p> <p>○さいたま新都心合同庁舎1号館は、入居官署の専用部分等の一部に非効率な使用実態が認められた。</p> <p>一方、近隣には民間建物を借り受けている関東地方環境事務所が所在している。</p> <p>よって、さいたま新都心合同庁舎1号館の入居官署から約950㎡の返還を受け、共用会議室を再配置したうえ、関東地方環境事務所を移転入居させ、非効率使用の改善と借受解消を図る必要があると指摘したものを。</p> <p>〔是正状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月に合同庁舎の設備工事完了・移転入居 ・令和元年12月に借受庁舎の原状回復工事完了・借受解消 	 <p>国土地理院標準地図</p>